

2026かみすプレミアムクーポン券事業
(神栖市プレミアム付商品券事業)
取扱店実施要項

令和8年

本要項は、令和8年4月1日時点での情報に基づき作成しており、一部、未決定の内容がございます。詳細につきましては4月中に決定のうえ、神栖市商工会ホームページ及び神栖市ホームページにてお知らせいたします。

神 栖 市 商 工 会

2026かみすプレミアムクーポン券事業

1 趣旨・目的

世界的な社会経済情勢の影響等により、日常生活を送るうえで不可欠である食料品、日用品、エネルギー等を含む幅広い品目で価格が高騰し、一般家庭の家計や事業者の経営において大きな負担となっているところです。

当商工会としても地域唯一の経済団体として、物価高騰に直面する市内消費者の負担を軽減させるとともに、消費の刺激による市内事業者の経営安定化を支援する即効性の高い経済支援対策を早急に講じることが重要であると考え、神栖市の協力のもと、国の重点支援交付金を活用し、購入価格に対し40%のプレミアムを付したクーポン券を市内事業所・店舗に限定して流通させる「2026かみすプレミアムクーポン券事業」（以下、「本事業」）を実施します。

2 クーポン券の概要

(1) 販売内容

市内加盟店舗で使用できる14,000円分のクーポン券（以下の2券種で1セット）を、1万円で販売します。

（共通券：加盟全店舗で使用可能） 10,000円分

（専用券：小規模店※でのみ使用可能） 4,000円分 ※ 加盟店舗の区分については次ページ参照

(2) 販売対象

神栖市に住民登録のある方

(3) 販売数量

30,000セット（紙クーポン券、デジタルクーポン券を各15,000セット販売）

(4) 購入上限

1人につき1セットまで（紙クーポン券・デジタルクーポン券のいずれか）

(5) 紙クーポン券／デジタルクーポン券の概要

紙クーポン券	内容	デジタルクーポン券
1,000円券×14枚綴り （共通券10枚、専用券4枚）	券種・券面等	キャッシュレス決済アプリ「PayPay」で1万円分を購入すると、14,000円分（共通券1万円分と専用券4,000円分）がチャージされる。
加盟店舗において現金と同様に使用可能	使用方法	加盟店舗で買い物をする際、PayPayアプリを起動して決済する。
・釣り銭は出ない。 ・券購入後の返金不可。 ・店頭における現金との引き換え不可。	その他	購入したデジタルクーポン券のチャージ額を、他人のアカウントに送金することはできない。

(6) 本クーポン券で購入や支払いをすることができないもの

- ① たばこ事業法に定める製造たばこ等
- ② 有価証券、収入印紙及び県証紙
- ③ 他の商品券（当券を含む）やプリペイドカード等の換金性の高い物、チケット、回数券等
- ④ 郵便業務に関するもの（切手・官製はがき等）
- ⑤ 公共交通機関、公共施設等の回数券、乗車券、定期券
- ⑥ 「当せん金付証票法」に定める当せん金付証票（宝くじ等）および「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」規定するスポーツ振興投票券の購入（サッカーくじ等）。

クーポン券の申込み方法、販売期間、購入方法その他の詳細につきましては、現在、調整中です。4月中に決定し、5月1日以降に公表予定ですので、今しばらくお待ちください。

なお、クーポン券の購入申込み開始は5月15日（金）、販売・使用期間は6月下旬から12下旬までを予定しております。

3 取扱い店舗（加盟店舗）

(1) 取扱い店舗の要件

本クーポン券を取り扱うことができるのは、次のいずれかに該当し、かつ、本事業への加盟店登録についてWEB申込み又は申込書（様式第1号）による申請を行い、登録許可された事業者または店舗（以下、「加盟店舗」といいます。）とします。

① 神栖市内に店舗及び事業所等を有する市内在住の個人事業者

② 市内に本社・支社（要登記）がある法人事業者

※ 支店登記は不可となる場合や本社等が市外にあってもフランチャイズ等で実質経営者等が市内在住者の場合は可とする場合あり

なお、様式第1号による登録申込みにあたっては、同意書（様式第2号）の提出を必須とします。

(2) 規模に応じた加盟店舗の区分

本クーポン券事業において、専用券が使用できる「小規模店」と、共通券のみ使用可能な「大規模店」は、次の基準により区分します。

- ・小規模店：常時使用する従業員20人以下の事業者
- ・大規模店：上記以外の事業者

(3) 登録申込みの方法

登録申込みは、以下のいずれかの方法で受け付けます。

① WEBによる登録申込み

「いばらき電子申請・届出サービス」から、必要事項を入力し申込みを行ってください。

登録申込み URL：https://apply.e-tumo.jp/city-kamisui-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=86700



② 紙の申請書による登録申込み

申請書に必要事項を記載し、以下まで郵送またはFAXにより申請してください。

《申込み先：神栖市商工会》

○ 郵送の宛先 〒314-0121 茨城県神栖市溝口1669-1 臨海ビル1F
※「クーポン券加盟店登録申込み」と記載してください

○ FAX番号 0299-92-9360

※ 「紙クーポン券のみ対応希望」・「デジタルクーポン券のみ対応希望」・「紙・デジタルクーポン券の両方対応希望」のいずれかを必ず選択してください。

※ すでに「PayPay」決済に対応している店舗等におかれましても、本クーポン券の取扱い店舗となるためには、加盟登録をしていただく必要があります。 PayPay 決済に対応していても、非加盟店舗ではデジタルクーポン券を使用することができません。

(4) 加盟店舗の遵守事項

加盟店舗は、クーポン券事務局から配付する専用ステッカー及び専用のぼりを店頭に掲示し、本事業を周知してください。なお、のぼりとステッカーは1店舗につき1組まで無料とし、2組目以降は1組につき1,000円(税込)を申し受けます。

(5) 使用されたクーポン券売上の換金

○ 紙クーポン券の換金方法

加盟店舗で使用された紙クーポン券の換金方法・換金期間その他の詳細につきましては、現在調整中です。決定次第、すみやかに本要項を改正し、お知らせします。

○ デジタルクーポン券の換金方法

使用されたデジタルクーポン券分の売上は、通常のPayPay決済による売上と同様の方法で入金されますので、デジタルクーポン券に関して特別な手続き等は必要ありません。

4. 問い合わせ先

○ 店舗加盟やクーポン券の取扱いに関する全般的な問合せ先

神栖市商工会

- ・本所 〒314-0121 神栖市溝口 1669-1 臨海ビル 1F (TEL:0299-92-5111)
- ・支所 〒314-0343 神栖市土合本町 5-9809-527 (TEL:0479-48-0333)

※郵送により加盟店登録申込みをする場合は、必ず本所に郵送願います。

○ 新たにPayPay決済に対応するための各種相談・手続きに関する問い合わせ先

【事業者向け専用ダイヤル】

PayPay株式会社 担当：矢萩（ヤハギ）070-1403-7029
平日 10時00分～18時00分（土日祝以外）

様式第1号

2026かみすプレミアムクーポン券 取扱店申込み書 兼 誓約書

神栖市商工会長殿

「2026かみすプレミアムクーポン券取扱店実施要項」に同意し、取扱店になることを申込みます。また、同要項の記載事項を遵守することを誓約いたします。

申込年月日	令和8年 月 日	(カナ)	
		事業所名	
店舗規模	<input type="checkbox"/> 小規模店 (常時雇用人数20人以下) <input type="checkbox"/> 大規模店 (小規模店以外の事業者)	住所	
電話番号		FAX	
(カナ)		(カナ)	
代表者名		担当者名	
業務内容		従業員数	名
対応券種希望	<input type="checkbox"/> 紙クーポン券のみ <input type="checkbox"/> デジタルクーポン券のみ <input type="checkbox"/> 紙・デジタルの両方	※ デジタルクーポン券を希望する場合、店舗がキャッシュレス決済「PayPay」に対応している必要があります。 ※ 新たにPayPay決済対応を希望する場合、取扱要項に記載された、PayPayの問い合わせ先までご連絡ください。	

◆HP掲載用（「取扱店一覧」へ店舗名・住所・電話等を掲載致します。）

(カナ)		電話番号	
店舗名			
所在地	〒 神栖市	業種又は 取扱商品 名	

※ 申込み書は返却いたしませんので、控えをおとりのうえ、ご提出ください。

※ ご記入いただいた情報は、本クーポン券事業に関する広報物への情報掲載に使用します。

※ 複数店舗の登録申込みを希望する場合、本様式をコピーしてご利用ください。

郵送による申込み先 〒314-0121 神栖市溝口1669-1 臨海ビル1F 神栖市商工会
FAXによる申込み先 0299-92-9360

《事務局使用欄》

受付		小規模店	大規模店	加入区分	済 ・ 非
----	--	------	------	------	-------

令和8年 月 日

同意書

神栖市商工会長 殿

私は、「2026 かみすプレミアムクーポン券取扱店実施要項」に基づく取扱店登録申込みにあたり、同要項に定められた内容のほか、以下の事項に同意致します。

- (1) 取扱店登録を希望する店舗・事業所が、下記のいずれにも該当しないことを確約すること。
 - ・反社会的勢力が経営していること又は経営に実質的に関与していること
 - ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - ・役員（役職・肩書の名称に関わらず、経営に実質的に関与している者を含む）が、反社会的勢力と密接な関係を有すること
- (2) 本クーポン券に取扱いに係る不正行為その他取扱店としての登録を継続することが著しく不適当と認められる行為・態様等が確認された場合は、事務局が取扱店登録を解除する可能性があること
- (3) 登録申込み書の記載事項が、本クーポン券事業に関する広報物等に掲載されること

以上

住 所

事業所名

代表者氏名 _____ 印

【事務局使用欄】

受付					加入区分	済・非
----	--	--	--	--	------	-----